



看護補助者標準研修 －看護補助体制充実加算該当パッケージ－ 研修受講の手引き

目次

1. はじめに	1
1) 看護補助者を対象とした標準研修作成の背景	1
2. 看護補助者を対象とした研修について	1
1) 看護補助者標準研修－看護補助体制充実加算該当パッケージとは	1
2) 看護補助者を対象とした標準研修(モジュール 1～4)について	1
3) 看護補助者との協働に関する研修について	1
3. パッケージ研修概要	2
1) 対象者	2
2) プログラム	2
4. 申込	3
1) 申込先	3
2) 申込者	3
3) 受講料	3
4) 申込期間	3
5) 受講料の支払いと受講開始	3
5. オンデマンド研修の受講	3
1) 受講方法	3
2) 受講者の受講管理	3
3) オンデマンド研修受講可能期間	4
6. 演習の実施について	4
1) 演習項目について	4
2) 演習の実施期間について	4
3) 演習の実施方法について	4
7. 演習の終了報告と修了証発行	4
1) 演習終了報告について	4
2) 修了証発行	5

1. はじめに

1)看護補助者を対象とした標準研修作成の背景

医療現場ではチーム医療が推進されており、看護チームの一員である看護補助者も、より良い看護を提供する上で欠かせない存在となっています。そのような状況の中、看護補助者の確保はますます困難となっていますが、看護補助者への教育研修体制が整っている医療機関では、離職率が低いという調査結果も出ています。さらに、各施設に委ねられている看護補助者に対する教育・研修への負担軽減や質の担保についての検討も必要となっています。

このような状況を受け、日本看護協会では、2021 年に「看護補助者を対象とした標準研修」を制作し、全国のどこでも研修受講ができ、活用方法の自由度が高いインターネット配信研修[オンデマンド]（以下、オンデマンド研修）として 2022 年より配信を開始しました。

2. 看護補助者を対象とした研修について

看護補助者との協働の推進については、法令やガイドライン等に基づき、正しい考え方のもと取り組むことが不可欠です。看護管理者、看護職、看護補助者が同じ考えのもと、協働できるよう、日本看護協会では、それぞれの対象者に向けた研修を企画実施しています。

1)看護補助者標準研修－看護補助体制充実加算該当パッケージとは

令和 6 年度診療報酬改定により、地域包括医療病棟等において、「看護補助体制充実加算」が新設されました。この加算は、直接ケアを主として行う看護補助者には、「修了証が交付される 12 時間程度の外部研修の受講」が要件とされました。そのため、該当する研修として、「看護補助者標準研修－看護補助体制充実加算該当パッケージ」（以下、パッケージ研修）を作成しました。この内容は、現在、日本看護協会提供している「看護補助者を対象とした標準研修」の内容から、直接ケアを主として行う看護補助者に必要な研修内容を抜粋して新たにパッケージ研修として制作したものです。

研修は、都道府県看護協会において、日本看護協会が作成したオンデマンド研修を用いた講義の受講と演習実施を組み合わせた研修になります。このうち、演習については、受講者の所属施設で行うことも可能としており、研修主催者（都道府県看護協会）が演習の終了確認を行い、修了証を発行します。

また、都道府県看護協会における実施体制が整うまでの間、日本看護協会においても研修を実施します。

2)看護補助者を対象とした標準研修(モジュール 1～4)について

従来より提供している「看護補助者を対象とした標準研修」は、看護補助者への院内研修の教材として、引き続き提供します。各施設での看護補助者の行う業務が異なる状況を踏まえ 1、2、3、4-1～4-5 のモジュールに分けています。モジュール 1 は、看護補助者として必須内容を網羅した「必須研修」であり、医療制度や医療機関についての理解、看護補助者の役割、看護補助者に求められる倫理などが含まれています。看護補助者への院内研修の教材としての活用その他、急性期看護補助体制加算の院内研修の教材としても活用できます。

3)看護補助者との協働に関する研修について

日本看護協会では、看護補助者を対象とした研修の他、看護管理者を対象とした研修は都道府県看護協会と協働し、各都道府県で実施しています（詳細は各都道府県看護協会のホームページ等をご確認ください）。看護職員を対象とした研修は、日本看護協会オンデマンド研修において「看護補助者との協働推進のための研修」を院内研修で活用いただける「施設用教材」として提供しています。

3. パッケージ研修概要

1)対象者

医療機関に勤務する看護補助者（所属施設の看護管理者からの申込とする）

日本看護協会実施の研修については、都道府県看護協会が研修を未実施の都道府県に所在する医療機関を対象に実施します。

2)プログラム

演習の実施方法は、6.に記載します。

方法	科目名		講義時間
講義	医療機関で働く看護補助者の役割と業務	1 章 医療チームの機能と役割	150 分
		2 章 看護補助者の業務	
		3 章 看護補助者に求められる倫理	
		4 章 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術 ① 医療安全	
		5 章 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術 ② 感染予防	
		6 章 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術 ③ 労働安全衛生	
	直接ケア総論	1 章 直接ケアに関わる医療安全	120 分
		2 章 患者・患者家族とのコミュニケーション	
	直接ケア各論	身体の清潔に関する業務	120 分
		排泄に関する業務	50 分
		食事に関する業務	50 分
		安全安楽に関する業務	60 分
		移動・移送に関する業務	50 分
	※科目終了時に確認テストあり		600 分
演習	演習番号	演習項目	演習ガイド時間
	A	身体の清潔に関する業務	30 分
	B	排泄に関する業務	20 分
	C	食事に関する業務	10 分
	D	安全安楽に関する業務	30 分
	E	移動・移送に関する業務	20 分

※確認テストは、正誤に関わらず次の科目に進めますが、テスト後に解説を視聴し、特に間違えた内容についての知識の確認・定着を図ってください。

4. 申込

1)申込先

本研修は、都道府県看護協会および日本看護協会で開催しています。まず、都道府県看護協会での実施の有無をご確認いただき、実施している場合は都道府県看護協会にお申し込みください。都道府県看護協会で開催していない場合は、日本看護協会にお申し込みください。

【以下、日本看護協会主催研修に関する内容です。各都道府県看護協会主催研修については、各都道府県看護協会の案内に基づき行ってください。】

2)申込者

医療機関の看護管理者による申込とします。日本看護協会研修ポータルサイト掲載の「看護補助者標準研修-看護補助体制充実加算パッケージ」申込書に必要事項を記載の上、メールに添付して、kyod@nurse.or.jp（日本看護協会オンデマンド研修事務局）宛てに申込を行ってください。

3)受講料

- ・申込者が日本看護協会会員の場合、受講者1名につき11,000円
 - ・申込者が日本看護協会の会員でない場合、受講者1名につき22,000円
- ※受講料ご入金後の返金および人数変更、受講者入れ替えはいたしかねます。

4)申込期間

2025年4月9日～2026年2月28日（オンデマンド研修は2026年3月31日まで配信。ただし、研修修了証の発行を希望する場合は、2026年3月9日までに、オンデマンド研修および演習を終了し、演習終了報告書を提出する必要があります。）

5)受講料の支払いと受講開始

申込者宛てに請求書を送付します。請求書に記載の金額について、申込と相違ないかを確認の上、指定の銀行口座に振り込みを行ってください。

入金確認が取れ次第、申込者のメールアドレス宛てに、受講者のID等を記載した受講開始通知メールを送付します。そのメールをもって、受講開始とします。

5. オンデマンド研修の受講

1)受講方法

日本看護協会で行っている他のオンデマンド研修と、使用しているシステムが異なります。受講開始通知メールにあるURLにアクセスし、受講を開始してください。

オンデマンド研修は、受講者ごとに発行されるIDを用いて各自で受講となります。

受講者IDは、申込者宛てに送信される受講開始通知メールに、希望した受講者数分が記載されていますので、各受講者へ通知してください。オンデマンド研修は、プログラムを順番に受講することが必要です。

2)受講者の受講管理

各受講者の受講状況の管理および演習準備の際の参考にしていただくために、管理者用のIDを発行いたします。（管理者用ID分の受講料は発生しません）

3) オンデマンド研修受講可能期間

4.5) の受講開始通知メールを受信してから、2026 年 3 月 31 日まで、オンデマンド研修の受講が可能です。

6. 演習の実施について

1) 演習項目について

本研修の修了には 2 時間以上の演習実施が必須となります。都道府県看護協会主催の研修においては、都道府県看護協会が演習を実施します。日本看護協会主催の研修においては、受講者の所属施設での演習受講をもって、演習の実施・終了を認定します。

本研修の申込者（看護管理者）は、下記の演習プログラムから、自施設のニーズ等を踏まえ、演習項目を設定してください。演習については、いくつか選択して実施しても構いません。日本看護協会ではすべての演習の実施を推奨します。

演習の実施にあたっては、オンデマンドコンテンツの「演習ガイド」を用い、必ず実技演習を含めてください。

演習の受講について、事前にオンデマンド講義の受講が終了していることは必須条件となりますので、受講状況を確認して、実施してください。

【演習項目】

演習	演習番号	演習項目
	A	身体の清潔に関する業務
	B	排泄に関する業務
	C	食事に関する業務
	D	安全安楽に関する業務
	E	移動・移送に関する業務

2) 演習の実施期間について

修了証の発行が必要な場合は、2026 年 3 月 9 日までに実施してください。

3) 演習の実施方法について

演習の指導者の看護師は、事前に当該演習が含まれている直接ケア各論の講義部分と演習ガイドを視聴し、自施設の看護補助者の業務の状況等を勘案して、演習計画を立案してください。

受講者は、事前もしくは当日に、演習ガイドを視聴してから演習を実施してください。

7. 演習の終了報告と修了証発行

1) 演習終了報告について

(1) 終了確認の必要性

本パッケージ研修は、診療報酬においては、「修了証の発行される外部研修」の位置づけです。この演習を含め、すべての研修プログラムについて、主催者が受講管理を行う必要があります。看護補助体制充実加算の施設基準である「直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者」にかかる適切な研

修を修了した看護補助者として認められるためには、必ず(2)(3)に基づき演習の終了確認を行ってください。

(2)演習終了報告の方法

施設の看護管理者が以下の書類を作成し、直筆で署名の上、PDF化してメール提出にて演習の実施および終了を報告して下さい。なお、提出にあたっては、講義部分の受講が演習前に完了していることが必要です。

【演習終了確認に必要な書類】

- ・演習終了報告書
- ・演習終了者名簿

(3)演習終了報告の期日

演習終了報告は、2026 年 3 月 9 日までに、メールで提出してください。期日を過ぎますと、修了証の発行は行えません。

5 営業日中に返信がない場合は、不着の可能性がありますので、ky-od@nurse.or.jp（日本看護協会オンデマンド研修事務局）まで問い合わせをしてください。

2)修了証発行

演習終了報告が日本看護協会に到着後、終了が確認できた場合には 5 営業日以内に、修了証発行が可能になった旨、申込者宛てにメールを送信します。

メール到着後、2026 年 3 月 31 日までに、オンデマンド研修を受講したサイトから、修了証が発行されます。この期日を過ぎますと、修了証の発行は行えません。修了証が必要な場合は、必ず期日までに発行してください。

翌年以降の再発行等については、対応できません。